

御殿場市避難行動要支援者支援システム導入業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、御殿場市プロポーザル実施要綱（令和3年御殿場市告示第247号）の規定に基づき、御殿場市避難行動要支援者支援システム導入業務（以下「本業務」という。）を受注しようとする者（以下、「受注候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものである。

第2 業務の概要

1 本業務の名称

御殿場市避難行動要支援者支援システム導入業務

2 業務の内容

別に示す「御殿場市避難行動要支援者支援システム導入業務委託仕様書」のとおり

3 本業務の期間

契約締結日から令和8年1月31日（土）まで

※ 上記の期間後は、御殿場市避難行動要支援者支援システムの運用保守等の業務について、本業務の受託者に対して別途委託する予定である。ただし、各年度の予算が成立することが契約締結の条件となる。

4 受注候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式による

5 業務委託料上限額

17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※システム構築業務に係る費用とする。

6 担当課

(1) 担 当 御殿場市長寿福祉課

(2) 所在地 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

(3) 電 話 0550-83-1463

(4) F A X 0550-84-1046

(5) 電子メール kaigo@city.gotemba.lg.jp

第3 スケジュール

プロポーザルのスケジュールは下表のとおりとする。

日時	内容
令和7年4月28日（月）	・プロポーザル公募公表 「御殿場市プロポーザル参加表明書（様式第1号）」等受付開始 「質問書（任意様式）」受付開始
令和7年5月19日（月）	・「御殿場市プロポーザル参加表明書」等提出期限
令和7年5月26日（月）	・参加資格等審査結果通知期限 市から「御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書」及び「御殿場市プロポーザル関係書類提出要請書」送付
令和7年6月2日（月）	・「質問書」提出期限
令和7年6月9日（月）	・「質問書」回答期限
令和7年6月16日（月）	・「提案書（様式第4号）」等提出期限 ・「参加辞退届（任意様式）」提出期限
令和7年6月23日（月）	・市から提案者へプレゼンテーション会場等の通知
令和7年6月30日（月）	・審査委員会 御殿場市役所にてプレゼンテーション、ヒアリングの開催
令和7年7月7日（月）	・審査結果の通知、公表 「御殿場市プロポーザル結果通知書」送付
令和7年7月中旬	・委託契約締結

第4 参加申込

※第4から第6に定める書類の提出方法は各自に定める方法とし、提出期限については下表のとおり定める。

郵 送	各提出期限日（一般書留、簡易書留又はレターパック等の到着確認ができる方法。）
持 参	各提出期限日の8時半から17時まで（当市開庁日に限る。）
電子メール	提出期限の17時まで

1 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、プロポーザル参加表明書提出日（以下「参加申込日」という。）現在において次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を

除く。) でない者であること。

- (3) 御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱(平成4年御殿場市告示第78号)の規定による入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 御殿場市暴力団排除条例(平成24年御殿場市条例第24号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等でないこと。また、役員等(役員又は支店若しくは営業所の代表者をいう。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) プロポーザルの参加申込日までに関与している、又は関与した国庫補助事業等について係争中の者でないこと、又は当該係争等解決した後2年経過しない者でないこと。
- (6) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを主たる目的としている者でないこと。
- (7) 個人情報の保護について、適切な措置を講じることができる者であること。

2 参加申込手続き

プロポーザルへの参加を希望する者は、「御殿場市プロポーザル参加表明書」に加え、以下の書類を提出し、参加申込を行うものとする。

(1) 提出書類

番号	提出書類	様式・備考等
1	法人等概要書	
2	法人の代表者及び役員名簿	
3	財務諸表(決算書)	※2
4	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	※2
5	市税等滞納のない証明書(御殿場市内に本店・営業所がある場合) 県税・国税等滞納がないことが分かる書類	※2
6	納税証明書その3の3	未納の税額のない証明 ※2 (法人税と消費税及び地方消費税)
7	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	別紙

※1 提出部数はすべて各1部とする

※2 番号3は直近1年のもの。番号4から番号6は作成後3か月以内のもの。すべて写し可とする。

(2) 提出期限

令和7年5月19日(月)

(3) 提出方法

所定の様式により、事務局まで郵送若しくは持参すること。

(4) 参加辞退

参加申込後において、令和7年6月16日(月)までは、参加を辞退することができる。

辞退する場合は、「参加辞退届」を事務局まで郵送若しくは持参により提出すること。なお、上記期限内の辞退により今後の当市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

(5) 参加資格等の通知

参加申込書類の受付後、参加資格の審査結果について、「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。参加資格「有」となった者には、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」により以降の提出書類及び提出期限を通知する。

第5 質問及び回答

1 質問書の提出

プロポーザルに関する質問は、「質問書」により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月2日（月）

(2) 提出方法

事務局メールアドレス宛の電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名を「【参加者名】御殿場市避難行動要支援者支援システム導入業務質問書」とすること。なお、やむを得ない事情等により電子メールによる提出ができない場合は、郵送若しくは持参による提出を認める。

2 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、質問の有無にかかわらず、令和7年6月9日（月）までに当市ホームページ上に公開するほか、質問者及び各参加申込者へ電子メールにて通知する。なお、質問に対する回答は、本要領及びその他当市が提供する資料の追加又は修正として取り扱う。

第6 企画提案書

1 企画提案書の作成要領

別に示す「御殿場市避難行動要支援者支援システム導入業務委託仕様書」に基づき、参加申込者の特色を活かした創意工夫のある提案を求める。

なお、企画提案書はA4判、横書きの任意様式とし、必要に応じて絵や図表を用いて分かりやすく記載すること。用紙の方向は縦横を問わないが、縦長の場合は右開き、横長の場合下開きとすること。縦長と横長のページが混在する場合は、見やすいよう工夫すること。

2 企画提案の留意事項

- (1) 企画提案にあたっては、本要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 1事業者につき1提案とし、複数の提案書が提出された場合は失格とする。
- (3) 提出期限を過ぎた後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 本企画提案に係る一切の費用については、すべて各提案者の負担とする。
- (6) 以下のいずれかに該当する企画提案は無効とし、失格となることがある。
 - ア 虚偽の記載があった場合

- イ 選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為があった場合
 - ウ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本実施要領及び業務説明資料の記載内容、条件等を満たしていない場合
- (7) 提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (8) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、情報公開請求があつた場合、「御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）」に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (9) 提出のあつた企画提案書及び見積書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (10) 企画提案書等に含まれる、著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。
- (11) 参加表明書及び企画提案書等を提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めことがある。

3 企画提案書の提出

提案に応募する者は、下表に示す資料を作成し提出すること。

提出書類	様式	部数
提案書	様式第4号	1
企画提案書	任意	正本 1 副本 9
見積書	任意	正本 1 副本 9
システム機能要件一覧 回答	仕様書別表1	正本 1 副本 9

- ※ 企画提案書では、「第7 企画提案の審査／3 審査項目」の表に示す各項目について説明すること。
 - ※ 見積書では、消費税及び地方消費税を含む額とし、具体的な経費を積算した内訳書を添付すること。
 - ※ 見積書は、システム構築業務に係る費用（導入初年度に発生するイニシャルコスト）と、令和8年2月、3月分のシステム利用料（ランニングコスト）をそれぞれ提出すること。
 - ※ 本業務により構築したシステムは、次年度以降においても運用を継続することを想定しているため、令和8年度から令和12年度までのシステム利用料等が分かる内訳書を合わせて添付すること。
- (1) 提出期限
令和7年6月16日（月）
- (2) 提出方法
正本・副本及びデータ（CD-Rに保存すること）を郵送若しくは持参により提出すること。

第7 企画提案の審査

1 審査委員会

受注候補者の選定は、御殿場市プロポーザル審査委員会設置条例（令和3年御殿場市条例第17号）に基づき設置される「御殿場市避難行動要支援者支援システム導入業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において実施する。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

以下のとおり、提出された企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(1) 日時・会場

令和7年6月30日（月）に御殿場市役所内で実施する予定であるが、詳細は令和7年6月23日（月）までに提案者に通知する。

(2) 時間配分

1事業者あたり30分程度とする。そのうち冒頭20分以内で事業者からのプレゼンテーションを受け、その後、審査委員会によるヒアリングを10分程度実施する。事業者の入れ替えや準備にかかる時間は上記に含まない。

(3) 人数等

1事業者につき3名程度とする。

(4) プレゼンテーション方法等

プレゼンテーションは大型モニターを用いて実施することが出来る。なお、プレゼンテーションに使用する大型モニター及び接続ケーブル（HDMIケーブル）及びマイクは、審査委員会事務局で用意し、パソコン、その他プレゼンテーションに必要なものは、参加者が用意するものとする。

なお、プレゼンテーションの順番は、受付締め切り後に事務局で決定し提案者に通知する。

3 審査項目

以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

- (1) 業務に対する理解
- (2) システムの機能
- (3) システムの操作性
- (4) セキュリティ対策
- (5) 業務遂行能力
- (6) 運用・保守体制
- (7) 将来的な対応
- (8) プレゼンテーション
- (9) 価格の優位性

4 審査方法

- (1) 「3 審査項目」に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから、各審査委員が総合的に採点、結果を合算し、最も評価点の高かった者を最優秀者として選定する。また、評価点

の2番目に高い者を次点者とする。

- (2) 各審査委員の持ち点（100点）を全員分合算した値の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- (3) 最高得点の者が同点で複数となった場合は、審査会においてさらに審議し選定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たす場合は、当該提案者を受注候補者として特定する。

5 審査結果

審査結果は、令和7年7月7日（月）までに書面（「プロポーザル結果通知書」）にて全提案者に通知する。なお、審査結果への異議申立ては受け付けない。

第8 契約

1 契約への手続き

審査の結果、最優秀とされた事業者を受注候補者とし、当該事業者と委託業務や価格等について協議の上、所定の手続きを経て契約を締結する。なお、辞退や協議の不調等により業務契約の締結に至らない場合は、審査結果により次順位以下となった事業者のうち、評価が上位の事業者から順に新たな受注候補者として協議等を行う。

様式第1号（第7条関係）

御殿場市プロポーザル参加表明書

年　　月　　日

御殿場市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号 ()

年　　月　　日付で実施の公表がありました、次のプロポーザルに参加を希望するため、御殿場市プロポーザル実施要綱第7条の規定により、必要書類を添えて申請します。

なお、御殿場市プロポーザル実施要綱第5条の規定に基づく参加資格を有することを誓約します。

業務名

様式第4号（第8条、第10条関係）

提案書

年　月　日

御殿場市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

電話番号 ()

次の業務について、御殿場市プロポーザル実施要綱第8条第3項（第10条第4項）の規定により、提案書を提出します。

業務名

(別紙)

暴力団排除誓約書

私は、下記事項について誓約します。

また、御殿場市が暴力団排除に必要な場合には、官公庁への照会を行うことについて承諾し、照会で確認された情報は、今後御殿場市と行う契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員等（暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (3) 役員等が暴力団員等であると認められる者
 - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (6) (1)から(5)に該当する者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
 - (7) 役員等が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が(1)から(6)のいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者
- 2 1の各号に掲げる者が、経営に実質的に関与していません。
- 3 上記に反する場合、補助金の返還等、御殿場市が行う一切の措置について異議の申し立て、また、補助金の返還によって生じた損害の賠償請求も行いません。

令和 年 月 日

御殿場市長様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者名又は氏名

印